

(建築物等の用途の制限)運用基準第9条:用途制限比較表

用途制限		第一種低層住居 専用地域	運用基準	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○※	※左記に附属する建築物で軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内の平屋建て物置を含む
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	
店舗等		×	×	
事務所等		×	×	
ホテル、旅館		×	×	
風俗施設・ 遊戯施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、 バッティング練習場等	×	×	
	カラオケボックス等	×	×	
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場 外車券売場等	×	×	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等	×	×	
	キャバレー、料理店、個室付浴場等	×	×	
公共施設・病院・ 学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	×	
	大学、高等専門学校、専修学校等	×	×	
	図書館等	○	▲	▲ 近隣住民を対象とした公民館、集会所に限る
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	×	
	病院	×	×	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	▲	▲ 診療所に限る
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	×	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	×	▲ 600㎡以下
	自動車教習所	×	×	
工場・ 倉庫等	単独車庫(附属車庫を除く)	×	×	
	建築物附属自動車車庫	▲	△	▲ 600㎡以下 1階以下 △ 住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿、兼用住宅に附属する建築物で軒の高さが2.5メートル以内で、かつ、床面積の合計が50平方メートル以内の自動車車庫に限る
	倉庫業倉庫	×	×	
	自家用倉庫	×	×	
	畜舎(15㎡を超え、3,000㎡以下のもの)	×	×	
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少なく、作業場の床面積が50㎡以下の工場等	×	×	
	危険性や環境を悪化させるおそれが少なく、作業場の床面積が150㎡以下の工場等	×	×	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い又は作業場の床面積が150㎡を超える工場等	×	×	
	自動車修理工場	×	×	
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量がやや多い施設	×	×		
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等	都市計画区域内においては都市計画決定が必要(法第51条ただし書きによる許可を得た場合は建築可。)			

(凡例) ○: 建築可能なもの ▲ △: 備考欄の条件で建築可能なもの ×: 建築不可のもの

【注】この表は、建築基準法別表第二の概要であり、全ての制限について記載したものではありません。